

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、障害者総合支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、身体障害者手帳の交付の申請、返還、交付台帳の整備、交付又は再交付、氏名の変更及び居住地を移したときの届出に関する事務を行う。 ・本事務における特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ① 身体障害者手帳の交付の申請に関する事務 ② 身体障害者手帳の返還に関する事務 ③ 身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④ 身体障害者手帳の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出に関する事務 ⑤ 身体障害者手帳の交付に関する事務 ⑥ 身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	障がい者福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表20の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 該当なし 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
愛知県	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 社会福祉課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバーと登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット紹介を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障害者総合支援給付に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	清須市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス制限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。副本登録は自動連携により行うこととしているところ、当該サーバーにはアクセス制限を設定している。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、児童応答不可フラグを設定している。また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。 これらの対策をこうじていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 福田 晃三	社会福祉課長 鹿島 康浩	事後	部署異動に伴うもの
平成29年1月10日	8. 特定個人情報ファイルの問い合わせに関する問合せ	452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1	452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長 鹿島 康浩	社会福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IV リスク対策		IV リスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和7年3月21日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年3月21日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の11の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第11条	番号法第9条第1項、別表20の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第11条	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(以下「別表第二」という)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という) 【情報照会の根拠】照会しない 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の16項、27項、28項、31項、54項、55項、56の2項、57項、79項、106項、116項、同法別表第二の主務省令第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条	—	事後	